

# 在日外国人高齢者の方などに 福祉給付金を支給します

在日外国人高齢者・障害者の方などで、公的年金の受給要件を制度上満たすことができない方に、福祉給付金を支給します。

**対象者** 公的年金の受給要件を制度上満たすことができない、昭和61年3月31日以前に日本国に居住した外国人（特別永住者）などで、次のいずれかに該当する方。  
大正15年4月1日以前に生

まられた方  
昭和37年1月1日以前に生まれた方で、昭和57年1月1日前に中度以上の障害を有した方  
昭和22年1月1日以前に生まれた方で、昭和57年1月1日以前に中度以上の障害を有した方  
ただし、他自治体から同趣旨の手当などを受けている方前年の所得が基準以上の方は対象になりません。

**支給額** 月額1万円  
外国人登録証、本人名義の口座番号（郵便局を除く）、印鑑障害を有する方は、障害者手帳など、障害の発症日などを確認できる書類をお持ちください。  
▽高齢者支援室（市役所1階 番窓口） ☎内線2625

**10月12日（火）～18日（日）は、違反建築防止週間**  
一人ひとりが建築ルールを守り、安全とつるおいのある快適空間のまちづくりを進めましょう！

市では、安全で住みよいまちづくりのため、市内の建築工事が行われている全ての建築物に対して、パトロールを実施し、違反建築の防止に努めています。

建物を新築・増築するときなどは、建築確認申請が必要です。また、完成時には完了検査が木造3階建てや3階以上で500平方メートルを超える建物には中間検査が必要です。

4月1日以降に市が建築確認済証を交付した建築主の方に、建築基準法の手続きや、建築工事にあたっての注意点をとお

知らせする文書を郵送していただきますので参照ください。  
▽建築指導課係 ☎内線2827

**「ご覧下さい」  
平成15年度決算の概要がまとまりました**  
平成15年度の市の収入と支出の状況を表す決算がまとまりました。

この「平成15年度各会計決算概要（主要施策の成果）」は、相談・情報センター、図書館で閲覧できるほか、三鷹市ホームページに全文を掲載しています。どうぞご覧下さい。

また、冊子は相談・情報センターで一冊100円で販売しています。  
▽企画部財政課 ☎内線2124

**固定資産税・都市計画税の減免**  
物納そのほか特別な事情がある場合、納期限7日前までに所定の書面により申請すると減免を受けることができます。

減免の対象は次のとおりです。（事由が生じた後に納期限が来るものが対象）  
相続税のため物納された固定資産  
震災、風水害、火災などにより被害を受けた固定資産  
国や市などが無償で借り受けまたは譲渡を受けた固定資産  
など

なお、減免事由が消滅した場合、直ちに申告してください。  
▽資産税課資産税係 ☎内線2363

**不動産登記無料相談**  
東京土地家屋調査士会・東京司法書士会の両武蔵野支部では、土地、建物、会社の設立などの問題について無料相談会を毎月1回開催しています。

10月13日（日）午後1時30分～3時30分 武蔵野スイングビル10階スカイルーム1（武蔵境駅北口）で。  
当日、直接会場へ。  
▽東京土地家屋調査士会武蔵野支部 ☎33 0755、東京司法書士会武蔵野支部 ☎22 07

**10月の交通事故相談日は12日（火）と25日（月）です**  
相談・情報センターで行っている専門相談の中に、「交通事故相談」があります。

交通事故相談は、交通事故の状況その他事実関係に基づき、示談の要領、賠償問題、過失割合、自賠責の問題などについて指導・助言を弁護士や交通事故専門相談員が行う相談です。

**相談日** 毎月第2と第4の月曜日。ただし10月11日は10月12日に振替。  
くわしくは、同センター（市役所2階） ☎内線2131へ。

**ふれあい写真コンテスト 作品募集**  
育てよう一人一人の人間意識。考えてみませんか身近なことから人権を、親子、お年寄り、友達などとの微笑ましいふれあいの場面、家庭、職場、地域などの楽しい交歓の場面、そんな情景を撮った作品を募集しています。くわしくは応募用紙をご覧ください。

**応募用紙の配布** 相談・情報センター（市役所2階）  
**サイズ** カラまたは白黒プリントキヤミヒネ2.5判以上ワイド4つ切りまで。パノラマ・L判サイズは不可。  
10月31日（日）（消印有効）までに作品の裏面に、応募票（住所・氏名・電話番号・題）を必ず貼付し、〒182-0364八王子市南大沢2-27フレスコ南大沢 東京法務局八王子支局内多摩西人権擁護委員協議会 ふれあい写真コンテスト係へ申し込む。12月上旬までに審査し、入賞者に直接郵便で通知します。  
▽同会 ☎0426 70 62

## 意見を寄せてください 三鷹市決定の都市計画の案に関する縦覧

市では、特別用途地区である「特別住居共生地区」の場所の指定などについて都市計画の案を作成しました。

この都市計画の案の内容を市民のみなさんに広く周知するとともに、意見を反映させるため案の縦覧を行います。

この案について意見などのある方は、期間中に意見書を出す事ができます。

なお、「特別住居共生地区」の詳細については定めた条例は9月議会で決まりました。

**縦覧の対象となる都市計画**  
・特別住居共生地区の指定について  
・生産緑地地区の変更について  
・武蔵野三鷹ごみ焼却場の変更について  
・武蔵野三鷹第二ごみ焼却場の廃止について

**縦覧場所**  
都市整備部都市計画課

**縦覧期間・意見書提出期間**

## 10月8日～22日 問い合わせ先・意見書提出先 都市計画課 ☎内線2815

**三鷹市都市計画審議会の傍聴受付**  
平成16年度第3回三鷹市都市計画審議会を開催します。  
傍聴希望者は申し込みが必要です。

**審議案件**  
特別住居共生地区の指定について、生産緑地地区の変更について、武蔵野三鷹ごみ焼却場の変更について、武蔵野三鷹第二ごみ焼却場の廃止について

**報告事項** 土地利用総合計画2010（改定案）住区ごとのまちづくり方針

10月26日（午後2時から、三鷹市議会全員協議会室（三鷹市役所3階）で。  
10月14日（必着）までに往復はがきに住所・氏名・電話番号を記入し、〒181-8555三鷹市役所都市計画課へ申し込む。定員15人。（申込多数の場合は抽選）

**10月12日（火）～18日（日）は、違反建築防止週間**  
一人ひとりが建築ルールを守り、安全とつるおいのある快適空間のまちづくりを進めましょう！

市では、安全で住みよいまちづくりのため、市内の建築工事が行われている全ての建築物に対して、パトロールを実施し、違反建築の防止に努めています。

建物を新築・増築するときなどは、建築確認申請が必要です。また、完成時には完了検査が木造3階建てや3階以上で500平方メートルを超える建物には中間検査が必要です。

4月1日以降に市が建築確認済証を交付した建築主の方に、建築基準法の手続きや、建築工事にあたっての注意点をとお

## 10月8日～22日 問い合わせ先・意見書提出先 都市計画課 ☎内線2815

**三鷹市都市計画審議会の傍聴受付**  
平成16年度第3回三鷹市都市計画審議会を開催します。  
傍聴希望者は申し込みが必要です。

**審議案件**  
特別住居共生地区の指定について、生産緑地地区の変更について、武蔵野三鷹ごみ焼却場の変更について、武蔵野三鷹第二ごみ焼却場の廃止について

**報告事項** 土地利用総合計画2010（改定案）住区ごとのまちづくり方針

10月26日（午後2時から、三鷹市議会全員協議会室（三鷹市役所3階）で。  
10月14日（必着）までに往復はがきに住所・氏名・電話番号を記入し、〒181-8555三鷹市役所都市計画課へ申し込む。定員15人。（申込多数の場合は抽選）

**10月12日（火）～18日（日）は、違反建築防止週間**  
一人ひとりが建築ルールを守り、安全とつるおいのある快適空間のまちづくりを進めましょう！

市では、安全で住みよいまちづくりのため、市内の建築工事が行われている全ての建築物に対して、パトロールを実施し、違反建築の防止に努めています。

建物を新築・増築するときなどは、建築確認申請が必要です。また、完成時には完了検査が木造3階建てや3階以上で500平方メートルを超える建物には中間検査が必要です。

4月1日以降に市が建築確認済証を交付した建築主の方に、建築基準法の手続きや、建築工事にあたっての注意点をとお

## 10月12日（火）～18日（日）は、違反建築防止週間

一人ひとりが建築ルールを守り、安全とつるおいのある快適空間のまちづくりを進めましょう！

市では、安全で住みよいまちづくりのため、市内の建築工事が行われている全ての建築物に対して、パトロールを実施し、違反建築の防止に努めています。

建物を新築・増築するときなどは、建築確認申請が必要です。また、完成時には完了検査が木造3階建てや3階以上で500平方メートルを超える建物には中間検査が必要です。

4月1日以降に市が建築確認済証を交付した建築主の方に、建築基準法の手続きや、建築工事にあたっての注意点をとお

**10月12日（火）～18日（日）は、違反建築防止週間**  
一人ひとりが建築ルールを守り、安全とつるおいのある快適空間のまちづくりを進めましょう！

市では、安全で住みよいまちづくりのため、市内の建築工事が行われている全ての建築物に対して、パトロールを実施し、違反建築の防止に努めています。

建物を新築・増築するときなどは、建築確認申請が必要です。また、完成時には完了検査が木造3階建てや3階以上で500平方メートルを超える建物には中間検査が必要です。

4月1日以降に市が建築確認済証を交付した建築主の方に、建築基準法の手続きや、建築工事にあたっての注意点をとお

## 10月12日（火）～18日（日）は、違反建築防止週間

一人ひとりが建築ルールを守り、安全とつるおいのある快適空間のまちづくりを進めましょう！

市では、安全で住みよいまちづくりのため、市内の建築工事が行われている全ての建築物に対して、パトロールを実施し、違反建築の防止に努めています。

建物を新築・増築するときなどは、建築確認申請が必要です。また、完成時には完了検査が木造3階建てや3階以上で500平方メートルを超える建物には中間検査が必要です。

4月1日以降に市が建築確認済証を交付した建築主の方に、建築基準法の手続きや、建築工事にあたっての注意点をとお

**10月12日（火）～18日（日）は、違反建築防止週間**  
一人ひとりが建築ルールを守り、安全とつるおいのある快適空間のまちづくりを進めましょう！

市では、安全で住みよいまちづくりのため、市内の建築工事が行われている全ての建築物に対して、パトロールを実施し、違反建築の防止に努めています。

建物を新築・増築するときなどは、建築確認申請が必要です。また、完成時には完了検査が木造3階建てや3階以上で500平方メートルを超える建物には中間検査が必要です。

4月1日以降に市が建築確認済証を交付した建築主の方に、建築基準法の手続きや、建築工事にあたっての注意点をとお

## 10月12日（火）～18日（日）は、違反建築防止週間

一人ひとりが建築ルールを守り、安全とつるおいのある快適空間のまちづくりを進めましょう！

市では、安全で住みよいまちづくりのため、市内の建築工事が行われている全ての建築物に対して、パトロールを実施し、違反建築の防止に努めています。

建物を新築・増築するときなどは、建築確認申請が必要です。また、完成時には完了検査が木造3階建てや3階以上で500平方メートルを超える建物には中間検査が必要です。

4月1日以降に市が建築確認済証を交付した建築主の方に、建築基準法の手続きや、建築工事にあたっての注意点をとお

**10月12日（火）～18日（日）は、違反建築防止週間**  
一人ひとりが建築ルールを守り、安全とつるおいのある快適空間のまちづくりを進めましょう！

市では、安全で住みよいまちづくりのため、市内の建築工事が行われている全ての建築物に対して、パトロールを実施し、違反建築の防止に努めています。

建物を新築・増築するときなどは、建築確認申請が必要です。また、完成時には完了検査が木造3階建てや3階以上で500平方メートルを超える建物には中間検査が必要です。

4月1日以降に市が建築確認済証を交付した建築主の方に、建築基準法の手続きや、建築工事にあたっての注意点をとお

## 10月12日（火）～18日（日）は、違反建築防止週間

一人ひとりが建築ルールを守り、安全とつるおいのある快適空間のまちづくりを進めましょう！

市では、安全で住みよいまちづくりのため、市内の建築工事が行われている全ての建築物に対して、パトロールを実施し、違反建築の防止に努めています。

建物を新築・増築するときなどは、建築確認申請が必要です。また、完成時には完了検査が木造3階建てや3階以上で500平方メートルを超える建物には中間検査が必要です。

4月1日以降に市が建築確認済証を交付した建築主の方に、建築基準法の手続きや、建築工事にあたっての注意点をとお

**10月12日（火）～18日（日）は、違反建築防止週間**  
一人ひとりが建築ルールを守り、安全とつるおいのある快適空間のまちづくりを進めましょう！

市では、安全で住みよいまちづくりのため、市内の建築工事が行われている全ての建築物に対して、パトロールを実施し、違反建築の防止に努めています。

建物を新築・増築するときなどは、建築確認申請が必要です。また、完成時には完了検査が木造3階建てや3階以上で500平方メートルを超える建物には中間検査が必要です。

4月1日以降に市が建築確認済証を交付した建築主の方に、建築基準法の手続きや、建築工事にあたっての注意点をとお

## 10月12日（火）～18日（日）は、違反建築防止週間

一人ひとりが建築ルールを守り、安全とつるおいのある快適空間のまちづくりを進めましょう！

市では、安全で住みよいまちづくりのため、市内の建築工事が行われている全ての建築物に対して、パトロールを実施し、違反建築の防止に努めています。

建物を新築・増築するときなどは、建築確認申請が必要です。また、完成時には完了検査が木造3階建てや3階以上で500平方メートルを超える建物には中間検査が必要です。

4月1日以降に市が建築確認済証を交付した建築主の方に、建築基準法の手続きや、建築工事にあたっての注意点をとお

**10月12日（火）～18日（日）は、違反建築防止週間**  
一人ひとりが建築ルールを守り、安全とつるおいのある快適空間のまちづくりを進めましょう！

市では、安全で住みよいまちづくりのため、市内の建築工事が行われている全ての建築物に対して、パトロールを実施し、違反建築の防止に努めています。

建物を新築・増築するときなどは、建築確認申請が必要です。また、完成時には完了検査が木造3階建てや3階以上で500平方メートルを超える建物には中間検査が必要です。

4月1日以降に市が建築確認済証を交付した建築主の方に、建築基準法の手続きや、建築工事にあたっての注意点をとお

大沢・野崎	井口・深大寺	上連雀	下連雀	牟礼・井の頭	新川・中原・北野
大沢コミュニティセンター	井口コミュニティセンター	上連雀堀合地区公会堂（上連雀1-15-15）	連雀コミュニティセンター	牟礼東地区公会堂（牟礼1-14-2）	中原一丁目地区公会堂（中原1-26-15）
大沢地区公会堂（大沢3-4-3）	井口西地区公会堂（井口4-7-13）	山中地区公会堂（上連雀8-21-14）	三鷹駅前コミュニティセンター	牟礼コミュニティセンター	北野地区公会堂（北野4-10-1）
大沢コミュニティセンター	深大寺地区公会堂（深大寺1-15-27）		連雀コミュニティセンター	井の頭東部地区公会堂（井の頭1-3-18）	新川中原コミュニティセンター
大沢原地区公会堂（大沢1-12-6）（予定）			三鷹駅前コミュニティセンター	牟礼南地区公会堂（牟礼5-4-11）	中原地区公会堂（中原4-5-13）
			下連雀八丁目地区公会堂（下連雀8-2-9）	牟礼コミュニティセンター	新川中原コミュニティセンター
				井の頭コミュニティセンター	新川三丁目地区公会堂（新川3-20-18）
				牟礼地区公会堂（牟礼3-9-2）	

**平成17年2月からの  
ごみの出し方の説明会  
（10・11月分）**

平成17年2月より、新たにペットボトル・プラスチック類・雑紙（ざつがみ）の分別収集を開始します。新しいごみの出し方、収集日についてご説明します。12月以降の日程は「広報みたか」9月19日発行号をご覧ください。

▽ごみ対策課 ☎内線2533